

南九州市告示第145号

南九州市建設工事等予定価格公表実施要綱を次のように定めた。

令和6年6月1日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市建設工事等予定価格公表実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市が発注する建設工事並びに建設工事に附帯する測量、調査及び設計の業務（以下「建設工事等」という。）の請負契約又は委託契約（以下「請負契約等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）の手續の透明性の向上を図り、その公正性を確保するため、予定価格の公表（以下「公表」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる建設工事等)

第2条 公表の対象は、建設工事等の請負契約等のうち競争入札に付される建設工事等とする。

(公表の価格)

第3条 公表の価格は、南九州市契約規則（平成19年南九州市規則第51号）第11条（同規則第23条において準用する場合を含む。）の規定により定められた価格から消費税相当額及び地方消費税相当額を控除した額とする。

(公表の時期)

第4条 公表の時期は、建設工事に附帯する測量、調査及び設計の業務並びに予定価格2,500万円以上の建設工事においては落札決定後の公表（以下「事後公表」という。）とし、予定価格2,500万円未満の建設工事においては競争入札の公告又は指名の時点での公表（以下「事前公表」という。）とする。ただし、建設工事のうち舗装工事については、予定価格1,200万円以上を事後公表とし、予定価格1,200万円未満を事前公表とする。

(公表の方法)

第5条 公表は、南九州市電子入札運営要領（平成21年南九州市告示第96号）第2条第1号に規定する電子入札システム等において閲覧に供する方法により行う。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか，必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この告示は，告示の日から施行する。